

田野町農業委員会議事録

会 議 名	田野町農業委員会 4 月定例総会
開 催 日 時	平成 28 年 4 月 18 日 午後 4 時 00 分～午後 5 時 10 分
開 催 場 所	田野町役場 2 階大会議室
出 席 委 員	1 番 坂本輝男 2 番 山本続 3 番 山本英広 4 番 松本昭子 5 番 西山和男 6 番 濱渦昭彦 7 番 西山杉雄 8 番 手嶋歳和 9 番 岸野雅宏 10 番 清岡正之 11 番 坂本勝明 12 番 田中繁穂
欠 席 委 員	
事 務 局 出 席 者	事務局： 西山周平 平瀬大祐
議 題	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について 議案第 2 号 農業経営基盤強化促進計画による利用権の設定について 議案第 3 号 農業振興地域整備計画の個別協議案件について（除外申請） 議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可の取り消し願について その他

開 会	会長、田中繁穂が議長となり挨拶し、定数確認のうえ開会を宣す。
議事録署名人選出	議長が、9 番 岸野雅宏委員 及び 2 番 山本続委員を指名する
議 事 長	それでは、只今から議事に入ります。 議案第 1 号は農地法第 3 条の規定による許可申請ですので審議します。事務局は説明をお願いします。
事 務 局	議案第 1 号の説明を行います。議案書は 2 ページです。申出は 1 件出てきております。 申請のあった農地は全部で 3 筆出てきており、1 筆目は田野町字宮田南 1337-1 で地目は田、面積は 473 m ² です。2 筆目は田野町字宮田南 1337-2 で地目は田、面積は 200 m ² です。3 筆目は田野町字宮田南 1337-3 で地目は田、面積は 224 m ² です。3 筆合わせて 897 m ² で、いずれも農振区分は農振農用地です。権利種別は 3 条有償移転です。申請人について説明します。譲渡人は田野町●●●●

	<p>番地の●●●●さんで、譲受人は田野町●●●●番地●の●●●●さんです。</p> <p>3ページ目から申請書の写しを添付しておりますので、抜粋して説明します。譲渡人の●●●●さんは●●歳で無職です。譲受人の●●●●さんは●●歳で、農業を営んでおります。売買価格は3筆合わせて100万円となっているようです。</p> <p>譲受人の●●●●さんの農地の経営状況を説明します。所有する自作地として、田268㎡があります。借入地としては田が1,984㎡あります。</p> <p>譲受人の●●●●さんの作物作付面積及び農機具の所有状況を説明します。田における作付け予定作物は水稻及び野菜で、権利取得後は水稻及び野菜が3,149㎡です。農機具の所有状況は、管理機、動力噴霧器をそれぞれ1台ずつ所有されており、トラクター、コンバインは借受けしているとのことです。</p> <p>●●●●さんの農作業歴は6年ほどで、世帯員として1名の労働力があります。住所地から権利を設定しようとする農地までの移動時間は5分程度とのことです。</p> <p>譲受人の●●●●さん又はその世帯員等の農作業への従事状況を説明します。農作業に常時従事されている方は●●●●さん本人で、年齢が●●歳です。主たる職業は農業です。年間通じて農作業に従事できる状況であるということです。</p> <p>申請のあった農地の権利取得後における経営農地の総面積は3,149㎡です。</p> <p>権利取得後における耕作の内容が、周辺農地へ農業上及ぼす影響について説明します。申請地には周辺農地と同様の作物の栽培を行うので、周辺農地への影響はないとのことです。</p> <p>地域との役割分担の状況について説明します。周辺農道・水路の清掃等、保全管理に努め、地域の出役等に参加するとのことです。</p> <p>議案書の6～8ページに登記事項全部証明書の写しを添付しています。9ページ、10ページには申請地の航空写真及び切図を載せていますので、場所の位置関係等をご確認ください。事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>只今の説明に対して、ご意見・ご質問等ございませんか。</p> <p>(特になし)</p> <p>ないようでしたら本申請について、許可することにご異議等ございませんか？</p> <p>(異議なし)</p> <p>はい。異議なしということですので、本申請を許可します。</p> <p>続きまして議案第2号に移ります。議案第2号は農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、田野町より諮問がありますので審議します。事務局は説明をお願いします。</p> <p>利用権設定について申出があつて件について説明します。申出は2件出てきております。</p>

<p>議</p>	<p>議案書は11ページです。1件目は整理番号1番です。申請のあった農地は田野町字上土生下4575-1の386㎡の内270㎡です。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農振農用地です。</p> <p>新規の設定で申し出てきております。利用権を設定する方は、田野町4564の●●●●さんで、利用権の設定を受ける方は田野町2689-7の●●●●さんです。利用目的は田で、期間は平成28年4月1日から平成28年12月31日までの9ヵ月間です。権利の内容は使用貸借です。</p> <p>借受人の●●●●さんの経営状況を説明します。年齢●●才で、年間で約100日間農作業に従事されております。現在経営農地は695㎡です。</p> <p>この申請は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作に供すべき農用地の全てにおいて耕作の事業を行うと認められる事、必要な農作業に従事すると認められる事、対象農地を効率的に利用して耕作を行うと認められる事、対象農地関係権利者の過半の者からの同意が得られている事、の各要件を満たしております。</p> <p>場所については、15ページ、16ページに航空写真及び切図を載せておりますのでご確認ください。この件についての説明は以上です。</p>
<p>長</p>	<p>只今の説明について質問等ありませんか。</p> <p>(特になし)</p> <p>それでは、本件については適当とすることにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、本件は適当と認めます。</p> <p>続きまして2件目の説明を事務局はお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>2件目は整理番号2番です。申請のあった農地は田野町字宮田南1336の1,124㎡です。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農振農用地です。</p> <p>新規の設定で申し出てきております。利用権を設定する方は、●●県●●●●●●●●の●●●●●●●●さんで、利用権の設定を受ける方は田野町●●●●●●の●●●●●●●●さんです。利用目的は田で、期間は平成28年4月1日から平成28年12月31日までの9ヵ月間です。権利の内容は使用貸借です。</p> <p>借受人の●●●●●●●●さんの経営状況を説明します。年齢●●才で、年間で約300日間農作業に従事されております。現在経営農地は5,546㎡です。</p> <p>この申請は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作に供すべき農用地の全てにおいて耕作の事業を行うと認められる事、必要な農作業に従事すると認められる事、対象農地を効率的に利用して耕作を行うと認められる事、対象農地関係権利者の過半の者</p>

<p>議 長</p>	<p>からの同意が得られている事、の各要件を満たしております。</p> <p>場所については、17 ページ、18 ページに航空写真及び切図を載せておりますのでご確認ください。この件についての説明は以上です。</p> <p>只今の説明について質問等ありませんか。</p> <p>(特になし)</p> <p>それでは、本件については適当とすることにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、本件は適当と認めます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>続きまして議案第3号に移りたいと思います。議案第3号は農業振興地域整備計画の個別協議案件について、田野町より協議がありますので審議します。</p> <p>事務局は説明をお願いします。</p> <p>農業振興地域整備計画の個別協議案件について申請がありましたので説明します。</p> <p>議案書は20ページに変更(除外)申出一覧表を載せていますのでご覧ください。申請は2件出てきております。</p> <p>1件目は整理番号1です。申請書の写しを21ページに載せていますのでそちらをご覧ください。申請者は田野町●●●●の●●●●さんです。申請のあった土地は田野町字上ノ岡4482-3で地目は畑です。面積は1,272㎡で、現在の利用状況は不耕作であるということです。変更後の利用計画はなく、非農地証明願申請希望による農用地区域除外の申請です。変更の理由を説明します。申請者は平成7年11月、相続により申請地の所有者となりましたが、会社勤めであったことにより耕作することができずに現在に至っております。申請地は雑木が繁茂した状態で耕作できないので、今般、申請地につき非農地証明を取得したうえで同地を処分したく、農用地区域からの除外を申請します。とのこと。22ページに航空写真を、23ページに航空写真を載せておりますので場所をご確認ください。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>只今事務局から説明がありましたが、質問等ありませんか。</p> <p>(特になし)</p> <p>この件については後ほど現地確認し、そこで判断したいと思います。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは2件目の説明をお願いします。</p> <p>2件目の説明を始めます。議案書は24ページです。申請者は●●市●●●●●●●●の●●●●●●さんです。職業は会社員です。申出のあった農地は田野町字今石1085で地目は田で、面積は413㎡です。現在の土地の利用状況は不耕作である</p>

<p>議 長</p>	<p>とのことです。除外理由について説明します。当該地は耕作不利地であることから、20年程前から不耕作となり、現在は雑木等が繁茂し、耕作不可能な状態となっているためです。25ページに住宅地図、26ページに航空写真を載せておりますので場所をご確認ください。説明は以上です。</p> <p>只今事務局から説明がありましたが、質問等ありませんか。 (特になし)</p> <p>この件についても後ほど現地確認し、そこで判断したいと思います。</p> <p>続きまして議案第4号、農地法第3条の規定による許可の取り消し願について、事務局は説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>議案第4号、農地法第3条の規定による許可の取り消し願がありましたので説明します。議案書は28ページです。取り消し願の申請者は、譲渡人が田野町●●●●番地の●●●●さんで、譲受人が田野町●●●●番地の●●●●さんです。許可のあった案件は平成28年3月1日付け27田農委指令第6号です。農地の所在は田野町字築地平4456-16で地目は田、面積は890㎡です。取り消し事由は、諸事情により譲受人が農地を取得できなくなったためとのことです。</p> <p>29ページにこの案件の許可書の写しを載せています。30ページには申請地の航空写真を載せております。ご確認ください。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>只今事務局より説明がありましたが質問はありませんか。 (特になし)</p> <p>ないようでしたらこの件については取り消し願の内容が相違ないことを確認し、申請者に通知することとします。</p> <p>それでは只今から、議案第3号の農業振興地域整備計画の個別協議案件について現地確認に向かいます。</p> <p>【整理番号1の田野町字上ノ岡4482-3現地】 (審議の結果、再生可能であり、非農地に当たらないことから、農振農用地区域からの除外は認められないとした)</p> <p>【整理番号2の田野町字今石1085現地】 (審議の結果、条件不利地で耕作再開は不可能であるため非農地にあたりと判断し、農振農用地区域からの除外は認められるとした)</p> <p>それではこれで本日の案件は全て終了しましたが、ご意見ご質問等ありませんか。なければ本日の定例総会を終了し、解散します。</p>

議 事 録 署 名	平成 28 年 4 月 18 日 議 長 ㊟ 議事録署名人 ㊟ ㊟